

○館山市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例

平成8年10月16日条例第23号

改正

平成9年10月1日条例第23号

平成16年6月30日条例第11号

平成17年3月29日条例第13号

平成20年9月30日条例第28号

平成22年9月22日条例第24号

平成24年9月26日条例第20号

平成26年3月31日条例第6号

館山市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童等に対し、医療費、調剤費及び診療・調剤報酬証明手数料の一部について助成金（以下「医療費等助成金」という。）を支給することにより、ひとり親家庭等の父母等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満の者で規則で定める程度の障害の状態にあるものをいう。

2 この条例において「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

3 この条例において「ひとり親家庭の父母等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 児童の父若しくは母（監護する者が複数あるときは、生計を維持する程度のいずれか高い者）又は祖父母その他の養育者（児童の父母がない場合又は児童の父母が監護しない場合で、当該児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者）が、次の各号のいずれかに該当するときの当該父若しくは母（監護する者が複数あるときは、生計を維持する程度のいずれか高い者）又は養育者及び児童

ア 現に婚姻をしている状況にない者

イ 配偶者が規則で定める程度の障害の状態にある者

ウ 配偶者の生死が1年（配偶者が沈没した船舶に乗っていた場合その他の死亡の原因となるべき危難に遭遇した場合にあっては、3箇月）以上明らかでない者

エ 配偶者から引き続き1年以上遺棄されている者

オ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令を申し立て、現に配偶者に当該命令が発せられた者

カ 配偶者が法令により引き続き1年以上拘禁されている者

キ その他前各号に準じる者として市長が認める者

(2) 児童の父母がない場合又は児童の父母が監護しない場合で祖父母その他の養育者が養育するときの児童

(受給資格者)

第3条 医療費等助成金の支給対象者（以下「受給資格者」という。）は、ひとり親家庭の父母等であって、館山市に住所を有し、かつ次に掲げる法律（以下「国民健康保険法等」という。）の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者とする。

(1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

(2) 健康保険法（大正11年法律第70号）

(3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）

(4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

(5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は受給資格者としな

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する里親に委託されている者

(3) 児童福祉法第7条に規定する母子生活支援施設を除く児童福祉施設（通所により利用する施設を除く。）に措置によって入所している児童及び入所児童を除くひとり親家庭の父母等

(4) 国民健康保険法による世帯主又は国民健康保険法等による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設（通所により利用する施設を除き、当該施設に児童福祉法その他の法令による措置によらずに入所している児童（以下「利用契約入所児童」という。）がいる場合は、当該利用契約入所児童を除く。）に入所している児童及び入所児童を除くひとり親家庭の父母等

(5) 利用契約入所児童の父又は母

(6) 利用契約入所児童に父母がない場合又は児童の父母が監護しない場合で祖父母その他の養育者

(支給の制限)

第4条 医療費等助成金の支給に関し、必要な事項は、規則で定める。

(助成の範囲)

第5条 市長は、受給資格者の国民健康保険法等その他法令による療養に要する費用の額の算定方法によって算定された費用から次の各号に規定するものを控除した額を医療費等助成金として支給する。

(1) 保険給付額

(2) 保険者が給付する附加給付額

(3) 国又は地方公共団体等が負担する医療に関する給付額

(4) 第三者から行われる賠償額及び補てん額

(5) 受給資格者一部負担額（入院については入院時食事療養費標準負担額及び生活療養標準負担額、通院については診療報酬明細書1件につき1,000円、保険薬局については調剤報酬明細書1件につき1,000円。）

2 市長は、受給資格者が保険医療機関若しくは柔道整復師その他規則で定める者又は保険薬局(以下「病院等」という。)で診療・調剤報酬明細書に係る証明手数料を支払った場合は、規則で定める額を医療費等助成金として支給する。

3 医療費等助成金は、受給資格者が病院等で国民健康保険法等に規定する医療（以下「医療」という。）を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して2年を経過したときは支給しない。

(助成の方法)

第6条 医療費等助成金を受けようとする者が病院等で医療を受けるときは、規則で定めるところにより、ひとり親家庭等医療費等給付申請書の交付を受け、病院等に医療保険証及び当該給付申請書を提示するものとする。

2 医療費等助成金を受けようとする者は、病院等からひとり親家庭等医療費等給付申請書中の診療・調剤報酬証明書欄に医療費等の給付にかかった証明を受け、当該給付申請書を市長に提出するものとする。

(届出義務)

第7条 受給資格者は、次の各号に掲げる事項に変更が生じたときは、規則で定めるところにより

その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 受給資格者の氏名又は住所が変更したとき。
- (2) 国民健康保険法等の保険の種類又は保険証の記載事項に変更があったとき。
- (3) 受給資格者が第3条に規定する受給資格者としての要件を欠いたとき。
- (4) 新たに監護し、又は養育する児童が生じたとき。

(譲渡又は担保の禁止)

第8条 受給資格者は、医療費等助成金を受ける権利を、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成費の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の行為によって、医療費等助成金を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第2項第2号及び第3号並びに第5条第3項の規定以外の規定は、平成8年4月1日から適用する。

(館山市母子又は父子の家庭に対する医療費等の助成に関する条例の廃止)

- 2 館山市母子又は父子の家庭に対する医療費等の助成に関する条例（昭和59年条例第11号）は、廃止する。

附 則（平成9年10月1日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の館山市乳幼児医療費支給条例の規定及び第2条の規定による改正後の館山市母子家庭・父子家庭等医療費等の助成に関する条例の規定は、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成16年6月30日条例第11号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年8月1日から施行する。

(館山市乳幼児医療費支給条例の一部改正)

- 2 館山市乳幼児医療費支給条例（昭和48年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「館山市母子家庭・父子家庭等医療費等の助成に関する条例」を「館山市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例」に改める。

附 則（平成17年 3 月29日条例第13号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の館山市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受給資格者が受ける医療に係る医療費等助成金の支給について適用し、同日前に受給資格者が受けた医療に係る医療費等助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成20年 9 月30日条例第28号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年10月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 1 項に 1 号を加える改正規定は平成20年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の館山市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受給資格者が受ける医療に係る医療費等助成金の支給について適用し、同日前に受給資格者が受けた医療に係る医療費等助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成22年 9 月22日条例第24号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年12月 1 日（以下「施行の日」という。）から施行する。ただし、第 5 条第 3 項の改正規定は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の館山市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の規定は、施行の日以後に受給資格者が受ける医療に係る医療費等助成金の支給について適用し、施行の日前に受給資格者が受けた医療に係る医療費等助成金の支給については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第 5 条第 3 項の規定は、改正前の館山市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の規定にかかわらず、平成21年 4 月 1 日以後に受けた医療から適用するものとする。

附 則（平成24年 9 月26日条例第20号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の館山市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成24年 8 月 1 日から適用する。

（経過措置）

2 新条例の規定は、平成24年8月1日以後に受給資格者が受ける医療に係る医療費等助成金の支給について適用し、同日前に受給資格者が受けた医療に係る医療費等助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月31日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

○館山市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例施行規則

平成8年10月16日規則第24号

改正

平成9年9月30日規則第25号

平成11年3月30日規則第21号

平成12年12月26日規則第43号

平成20年3月31日規則第22号

平成21年3月31日規則第31号

平成22年9月22日規則第27号

平成28年3月28日規則第24号

館山市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、館山市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例（平成8年条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(児童の障害の状態)

第2条 条例第2条第1項に規定する規則で定める程度の障害の状態は、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）別表第1に定めるとおりとする。

(配偶者の障害の状態)

第3条 条例第2条第3項第1号イに規定する規則で定める程度の障害の状態は、児童扶養手当法施行令別表第2に定めるとおりとする。

(支給の制限)

第4条 条例第4条に規定する規則で定める医療費助成金の支給に関する事項のうち支給を制限するものは、次の各号に掲げるものとする。

(1) ひとり親家庭の**父母等の前年の所得**（1月1日から7月31日までの間に国民健康保険等による医療費の給付を受けた場合にあっては、前々年の所得。以下同じ。）が、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条又は第9条の2に規定する児童扶養手当の支給の制限に該当する額以上であるとき。

(2) ひとり親家庭の父母等の配偶者又はひとり親家庭の父母等の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でそのひとり親家庭の父母等と生計を同じくするものの**前年の所得**が、児童扶養手当法第10条又は第11条に規定する児童扶養手当の支給の制限に該当す

る額以上であるとき。

- 2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第3条第1項及び第4条の規定によるものとする。ただし、児童扶養手当法第12条第1項に該当するときは、適用しない。

（証明手数料の額）

第5条 条例第5条第2項の規定する規則で定める証明手数料の額は、100円を限度とする。

（給付申請書の交付）

第6条 条例第6条第1項に規定する規則で定めるひとり親家庭等医療費等給付申請書（別記第1号様式）の交付を受けようとする者は、ひとり親家庭等医療費助成資格申請書（別記第2号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長へ提出しなければならない。

- （1） 国民健康保険法又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくは被扶養者であることを証する書類
- （2） 戸籍の謄本又は抄本
- （3） 世帯全員の住民票の写し
- （4） ひとり親家庭等の父母等及び扶養義務者等の前年の所得の状況を証する書類
- （5） 18歳以上20歳未満の児童が第2条に規定する程度の障害の状態にある場合又は配偶者が第3条に規定する程度の障害の状態にある場合は、これを証する年金証書又は診断書

- 2 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者が、児童扶養手当証書を提示するときは、前項第2号から第5号までの書類の添付を省略することができるものとする。

- 3 第1項の定めにかかわらず、市役所内で確認できるものについては、市長は書類の添付の省略を認めることができる。

（証明の特例）

第7条 条例第6条第2項に規定する給付にかかった証明は、病院等又は国若しくは県が発行する領収書であっても、当該記載されている内容が、証明と同等と認められ、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、その領収書を持って給付にかかった証明とみなすことができる。

- （1） 安房郡市外の病院等を受診、再度の受診が見込まれない等証明を受けることができないその他正当な理由があるとき。
- （2） 医療費等助成金の額が証明手数料の額を超えないとき。

（届出）

第8条 条例第7条に規定する規則で定める届け出は、ひとり親家庭等医療費等受給資格変更（喪失）届（別記第3号様式）で行うこととする。

（雑則）

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。この場合において、平成8年4月1日から平成8年7月31日までの間における別表第3から別表第5までの規定の適用については、別表第3中「230万1,000円」を「233万8,000円」と、「38万円」を「35万円」と読み替え、別表第4中「606万1,000円」を「594万1,000円」と、「631万円」を「619万円」と読み替え、別表第5中「606万1,000円」を「594万1,000円」と、「631万円」を「619万円」と読み替えるものとする。

（館山市母子又は父子の家庭に対する医療費等の助成に関する条例施行規則の廃止）

- 2 館山市母子又は父子の家庭に対する医療費等の助成に関する条例施行規則（昭和59年規則第5号）は、廃止する。

附 則（平成9年9月30日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第3、別表第4及び別表第5の規定は、平成9年8月1日から、改正後の別記第1号様式の規定は、平成9年9月1日から適用する。

附 則（平成11年3月30日規則第21号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月26日規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行し、平成20年10月1日から適用する。

附 則（平成22年9月22日規則第27号）

この規則は、平成22年12月1日から施行する。ただし、別記第1号様式から第3号様式までの改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月28日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記

第1号様式（第6条第1項）

第2号様式（第6条第1項）

第3号様式（第8条）

